

成田空港機能強化に係る第3回協議会以降の取組

第3回首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会 (H27.7.15開催)

- 関係自治体から、「機能強化の必要性についての理解、認識は一致した。今後、国、千葉県、空港周辺9市町及び空港会社が対等の立場でより具体的な検討を行うべく、調整を行う」旨を表明。
- 国として、「機能強化のより具体的な検討に向け、千葉県、成田市をはじめとする関係市町と、引き続き議論を行う」旨を表明。

自民党成田空港議連総会 (H27.7.31開催)

- 国が地元自治体の全面的な協力を要請。千葉県、関係市町も協力する旨を表明。
- 8月3日、議連から千葉県知事、国土交通大臣に対し、決議を申入れ。

成田空港に関する四者協議会※

〈H27.9.17〉 第三滑走路等の検討開始

〈H27.11.27〉

第三滑走路については、B滑走路の南側へ整備する案2を、B滑走路については、北側に延伸する案を今後の議論のたたき台とし、調査・検討を進めていくこと等を確認。

〈H28.3.29〉

- 地元から国・空港会社に対し、深夜早朝を含めた新たな騒音コンターや環境対策等を早期に提示するよう要請。
- 地域からの要望を受け、国・空港会社は、速やかに調査・検討を進めること等を確認。

※国、千葉県、空港周辺9市町、空港会社による協議会

現在の成田空港の滑走路配置図



案1: B滑走路と平行する滑走路を増設する案

~~✕~~ 新C (2,700m)

B (3,500mに延伸)

A (4,000m)

案2: 新滑走路の位置を南側へずらす案

~~✕~~

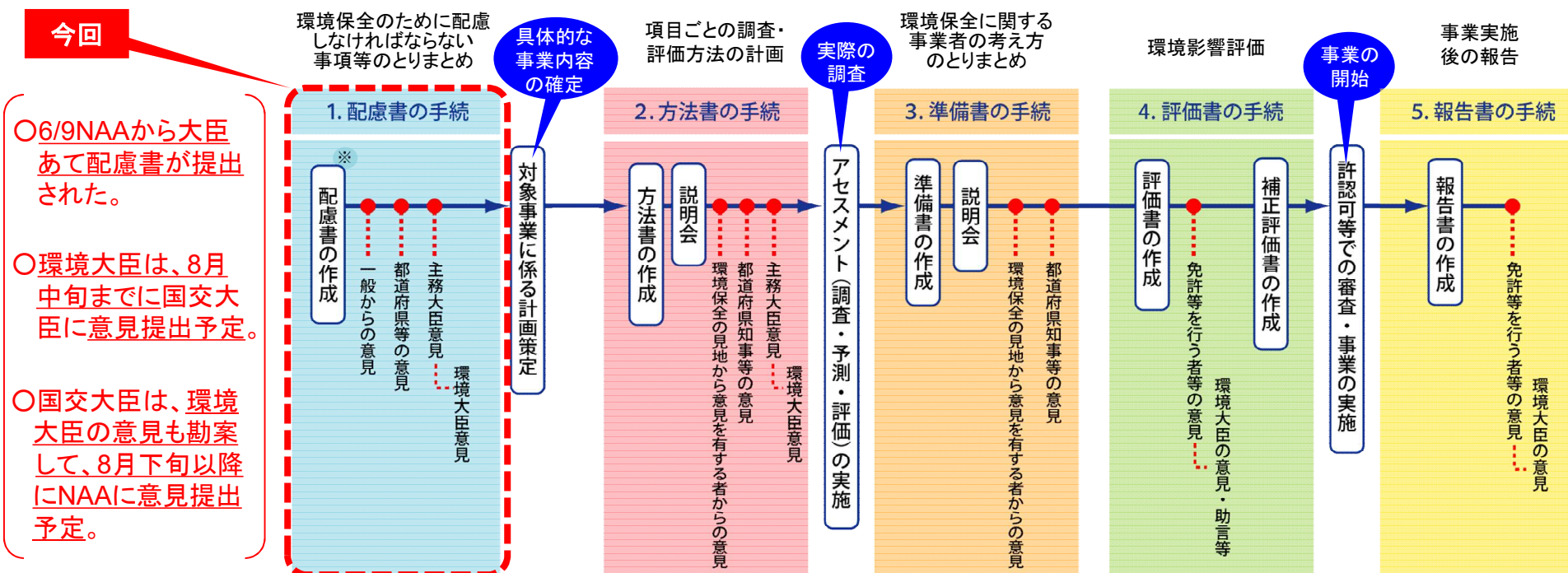
新C (3,500m)

B (3,500mに延伸)

A (4,000m)

※第三滑走路の配置案
(平成26年7月「首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ」)

- 第三滑走路の整備等の成田空港の更なる機能強化に向けて、NAAが環境影響評価の手続きを開始。
※平成28年3月29日の四者協議会において、環境影響評価の手続きを開始する了解を得ている。
- 今回の手続きは、事業内容が確定する前の計画段階で、環境保全のために配慮しなければならない事項(騒音、水環境、生態系等)の状況を文献等で調査し、事業に伴う影響を予測・評価するもの。



<環境影響評価とは>

- 環境影響評価が必須となる対象事業は、道路、河川、鉄道、飛行場、発電所等の事業のうち、一定以上の規模のもの。(飛行場では、2,500メートル以上の滑走路建設等)
- 手順は5つに分かれており、事業開始前に必要な手続きは概ね3~5年をかけて実施。
※滑走路整備等に係る航空法の許可を行うまでに、一連の評価手続きを終了しておくことが必要。